

岐阜県公報

第 五 百 七 十 九 号
令 和 七 年 四 月 八 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 保安林の解除をしようとする旨の通知
○道路の区域変更
○道路の供用開始
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- 土地改良区役員の退任及び就任
○土地改良区役員の退任
- (森林保全課) 一五五^{ペー}
(道路維持課) 一五五
(同) 一五六
(身体障害者更生相談所) 一五七
- (可茂農林事務所) 一五七
(同) 一五八

告 示

岐阜県告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 解除予定保安林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字鷺ヶ峰二〇四の六・二〇四の七・二〇四の一三から二〇四の一六まで・二〇四の一八・二〇四の一九・字向工洞一一五八の五〇から一一五八の五四まで（以上十三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令 和 七 年 四 月 八 日

岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
変更に 前後	区域 員数	変更に 前後	区域 員数
後	二・五 二六・七	前	九・五 一六・四
延長		延長	
備考		備考	

岐阜県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
変更に 前後	区域 員数	変更に 前後	区域 員数
前 A	七・〇 一九・六	後	二・五 二六・七
延長		延長	
備考		備考	

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
変更に 前後	区域 員数	変更に 前後	区域 員数
後	二・八 八・七	前	九・五 一六・四
延長		延長	
備考		備考	

岐阜県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		道の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
変更に 前後	区域 員数	変更に 前後	区域 員数
後	二・八 八・七	前	九・五 一六・四
延長		延長	
備考		備考	

岐阜県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年四月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	井尻線 八百津線	加茂郡八百津町八百津字不老 井三三二一番一六地先地内	二〇 七・四・八	令和 七・四・八	令和 六・八・六

岐阜県告示第二百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
循環器内科	小野 大樹	社会医療法人厚生会中部国際医療センター 美濃加茂市健康のまち一丁目一番地	令和七・三・二四
同	山田 雄大	同	同
同	芝原 太郎	同	同
同	長瀬 大	同	同
泌尿器科	石田 貴史	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター西濃厚生病院 揖斐郡大野町下礪二九三番地一	同

公 示

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の

内 科	藤川 耕	美濃市立美濃病院	美濃市中央四丁目三番地	同
人工透析内 科	金子 洋	医療法人白楊会 土岐白楊クリニツク	土岐市肥田浅野朝日町二丁目三九番地	同
耳鼻咽喉科	近藤 大恵	日本赤十字社高山赤十字病院	高山市天満町三丁目一番地	同
内 科	田本 篤司	医療法人はあと はあと在宅クリニツク羽島	羽島市福寿町本郷二丁目一四〇番	同
眼 科	宮瀬 太志	大垣市民病院	大垣市南類町四丁目八六番地	同
内 科	伊藤 文隆	伊藤医院	本巣郡北方町北方字戸羽町一六三六	同
同	渡邊 康司	医療法人香柏会 ツク 渡辺内科クリニツク	大垣市御殿町二丁目二一番地	同
泌尿器科	北村 悠樹	医療法人社団大誠会大垣北クリニツク	安八郡神戸町末守七三七番地一	同
内 科	八尋 亮介	社会福祉法人浩仁会フアミリョ クリニツクやひろ	揖斐郡揖斐川町長良六五七番地一	同
整形外科	西村 康平	美濃整形外科	美濃市松森二一五―五	同
内 科	大竹かおり	医療法人録三会 太田病院	美濃加茂市太田町二八五五―一	同

規定により公示する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	年退月日	役名	氏	名	住	所
可児土地改良区	令和 七・三・九	理事	渡 邊	正	可児市下恵土	七〇六番地一

就任した役員

土地改良区	年就月日	役名	氏	名	住	所
可児土地改良区	令和 七・三・五	理事	渡 邊	智 英	可児市下恵土	一〇九三番地

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年四月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	年退月日	役名	氏	名	住	所
土佐土地改良区	令和 七・三・七	監事	須 田	和 行	加茂郡富加町加治田	六六二番地五

令和七年四月八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社